

平成29年2月2日

金融庁総務企画局企画課調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等の提出について

平成29年1月4日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
1	規則2条 規則9条 規則附則2条	・休眠預金等移管金の納期限は「公告をした日から一年を経過する日」とされているが、納付対象は「公告をした日から二月を経過した『休眠預金等』」とされていることから、（附則で定める場合を除き）最終異動日等から10年経過する前に移管することは認められないという認識でよいか。
2	規則2条	・規則2条で法において使用する用語の例によるとされている「預金者等」（法2条3項）の定義に相続人は含まれるのか。 （例）休眠預金等として移管された当該休眠預金等に係る債権は消滅する（法7条1項）が、その後、預金者が死亡した場合は、当該相続人が休眠預金等代替金（債権）を相続するとの理解でよいか。また、代替金の払戻請求は相続人が行うとの理解でよいか。
3	規則2条	・規則2条で法において使用する用語の例によるとされている「他の預金等を原資として当該預金者等の指図によらず受け入れた預金等」（法2条7項）とは、自動継続定期預金を指すと理解してよいか。 ・他の預金の利払い等、それ以外に対象となるものは何か。
4	規則3条	・一般預金等／決済用預金のいずれにも該当しない預金（外貨預金、譲渡性預金、金融機関から受け入れる預金等の、預金保険法施行令第3条・第3条の2で規定される預金）については本制度の対象外で、預金保険機構への移管対象とならない理解でよいか。
5	規則3条	・1,000万円超の定期預金等（預金保険上は一部付保となる預金）についても、移管の際は、口座単位に全額移管することでよいか。
6	規則3条	・振込資金を顧客から受領した際に、一時的に別段預金に受け入れる取扱いがあるが、宛相違等で振込不能になった場合で顧客とも連絡がとれず金融機関内で滞留してしまうケースがある。この場合、当該別段預金は本制度による移管の対象とならない理解でよいか。
7	規則3条	・本制度による移管の対象に、小切手等いわゆる証書類は含まれるのか。
8	規則3条	・規則上、対象外の預金等に含まれていない預金等であって、本法施行前の時点では、顧客の利便性確保等の観点から、顧客に対して当該商品が利益金処理の対象外である旨案内している預金等についても、本法施行後は本制度の対象となるとの理解でよいか。
9	規則3条	・第三者利用等の不正口座として預金取引の停止・解約をした口座の資金を、付保対象の別段預金で管理しているが、このような口座（資金）も本制度の対象となるとの理解でよいか。
10	規則4条2項	・異動事由によっては口座単位と顧客単位に分けて管理することが可能との理解でよいか。住所変更等異動事由の内容によっては、顧客単位で管理することが適切な場合もあると思われるため。
11	規則4条2項1号	・異動事由について、「同項の預金等に係る利子等の支払に係るものを除く」とあるが、例えば、対象口座が普通預金で、定期預金の利息が入金された場合は異動事由に該当するか。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
12	規則4条2項1号	・自動継続定期預金元金継続時における利息を同一預金者等の普通預金等へ入金することについて、定期預金作成時に預金者が普通預金等に利息を入金する指図があった場合（そのような契約をした場合）、入金の都度異動したと考えてよいか。
13	規則4条2項1号	・「その他の事由（法第二条第四項の預金等に係る金融機関によるものにあつては、法令又は契約に定める義務に基づくもの（同項の預金等に係る利子等の支払に係るものを除く。）に限る。）」について、例えばどのようなケースを想定しているのか。
14	規則4条2項1号	・次の規定について、例えばどのようなケースを「除く」と想定しているのか。 「法第二条第七項に規定する預金者等の指図によらずに受け入れた預金等及び当該預金等の原資となった同項の他の預金等にあつては、当該受入れに伴うものを除く。」
15	規則4条2項1、2号 規則5条1項5号	・電子記録債権に係る異動事由の取扱いは、次のとおりと理解してよいか。 ①発生記録等（譲渡記録／変更記録等含む）の請求がなされた場合については、発生記録自体は、電子債権に関するものであり、預金口座に関するものではないため、異動事由には該当しないと理解してよいか。また、口座間決済契約のため、口座情報を記録する場合も、異動事由には該当しないと理解してよいか。一方で、口座間決済契約がされ、支払日が予定されることにより、規則5条1項5号の将来の入出金の予定に該当すると理解してよいか。 ②口座間送金決済が成立した場合には、預金残高の変動が生じるため、規則4条2項1号の異動事由に該当すると理解してよいか。 ③口座間送金決済が不成立（引落不能）だった場合には、引き落としがされないことが確定した時点において、規則5条1項5号の最終異動日等に該当することになる理解してよいか。
16	規則4条2項2号	・電子記録債権の取扱いについて、次の点を確認したい。 ①口座間決済契約がされ支払日が予定された場合、規則5条1項5号の将来の入出金の予定に該当するとみると、当該支払予定日は出金口座と入金口座の双方の最終異動日等に該当し、当該日から10年を経過した預金は休眠預金になるという理解でよいか。 ②残高不足による出金不能となった場合、出金不能が確定した時点において、規則5条1項5号の最終異動日等に該当するとみると、当行のシステムでは、そうした取引はエラー取引として原則顧客元帳を更新しておらず、異動日を更新する場合には相応のシステム対応が必要となる。そのため、支払日が予定される、残高不足による出金不能は最終異動日等としないことを許容していただきたい。
17	規則4条2項2号	・手形・小切手の呈示に係る債務履行請求等については、債務者の預金等についての異動事由であり、当該支払の請求を行った者の預金等の異動事由ではないと理解してよいか。
18	規則4条2項2号	・手形又は小切手の呈示があれば、たとえその手形等が不渡りになったとしても、口座利用の意思があったと見て、異動と解するのか。仮に異動と解すると、一部の金融機関のシステムでは、そうした取引はエラー取引として原則顧客元帳を更新しておらず、異動日を更新する場合は相応のシステム対応が必要となる。そのため、手形等の不渡りは異動事由としないことを許容していただきたい。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
19	規則4条2項2号	・「…第三者による法第2条第4項の預金等に係る債権の支払の請求（当該預金等に係る金融機関において当該支払の請求を把握することができる場合に限る）」とあるが、例えばどのようなケースを想定しているのか（カッコ書きの趣旨を伺いたい）。
20	規則4条2項3号	・「預金者等による法第三条第四項に規定する情報の提供の求め」とは、具体的にどのような事象を想定しているのか。仮に、顧客から「自身の預金が今般の公告対象になるか」といった照会があった場合のみを抽出して最終異動日を更新する取扱いとすると、当行では顧客本人からの問い合わせと、営業店行員が他の業務のために顧客口座等の情報を検索する場合とを区別していないため、行員の事務が煩雑になるうえ、最終異動日の更新漏れや対象口座の相違のリスク等も考えられる。
21	規則4条2項3号 規則8条1号	・異動事由の1つに「預金者等による法第三条第四項に規定する情報の提供の求め（同条第一項の公告の対象となっている預金等に関するものに限る。）」とあるが、例えば、顧客から「自身の預金が今般の公告の対象になるか」といった照会があった場合に、当該顧客の預金等が公告対象となっていることが確認されると、最終異動日等が更新され、当該預金等は納付の対象外となるとの理解でよいか。
22	規則4条2項3号 規則4条3項5号	・「自身の預金が今般の公告の対象になるか」といったもの限らず、預金者から情報提供の求めがあり、これに応じて何らかの情報を提供した場合には、規則4条3項5号に該当する事由があると見ることができ、これをもって、最終異動日等が更新されると理解してよいか。
23	規則4条2項3号 規則8条	・公告後、休眠預金等移管金を納付するまでの間に、預金者等による情報の提供の求めを受けたときは、最終異動日とその日に変わり、休眠預金等移管金の納付対象から外れるという理解でよいか。 ・また、その後に異動がない場合は、預金者等による情報の提供の求めを受けた日を最終異動日としてさらに9年を経過したときから10年6月を経過するまでの間に再度、公告しなければならないとの理解でよいか。
24	規則4条2、3項	・振り込め詐欺救済法で名義人から権利行使を受けた口座は、権利行使を異動事由としてよいか。その場合、具体的には異動事由に係るどの規定に該当するか。
25	規則4条3項	・異動事由は、「金融機関ごと」かつ「商品ごと」に申請が認められるという理解でよいか。
26	規則4条3項	・規則4条3項各号の事由については、そのうち一部のみを異動事由として取り扱うことも、行政庁に認可いただければ可能と理解してよいか。 (例) 規則4条3項1号において、「預金者等の申出による預貯金通帳又は証書の発行、記帳若しくは繰越」のうち、預貯金通帳の記帳は異動の対象とするが、証書の記帳は異動の対象外とするなど。
27	規則4条3項	・行政庁の認可により異動事由とされるものとして1～6号の事由が示されているが、この中の一部を異動事由としない場合は、その事由を異動として取扱わない旨を申請する必要はないとの理解でよいか（例えば2号の「預金者等による残高の確認の求め」のみ異動として取扱わない場合、1号および3～6号について認可を必要とする理由を付したうえで認可申請すればよいか）。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
28	規則4条3項1号	・預金通帳を記帳しようとした結果、記帳する取引がなかった場合でも異動と解するのか。仮に異動と解すると、一部の金融機関のシステムでは、こうした取引をエラー取引として原則顧客元帳を更新しておらず、異動日を更新する場合は相応のシステム対応が必要となる。そのため、記帳する取引がなかった場合は異動事由としないことを許容していただきたい。
29	規則4条3項2号	・次のようなケースは（金融機関の返答有無に関わらず）「残高確認の求め」に該当すると理解してよいか（④については、当該過去の依頼が有効である前提）。 例：①ATMでの残高照会 ②電話（口頭）または端末（IB等）を通じた残高照会 ③残高証明書の発行依頼 ④過去の依頼に基づき継続的に残高証明書を発行する場合の直近時点
30	規則4条3項2号	・インターネットバンキングのトップページに残高が明示されている場合、預金者等がトップページを閲覧した時をもって異動したものと考えてよいか。
31	規則4条3項3号	・「顧客情報の変更」の顧客情報とは具体的に何を想定しているのか（氏名・住所・連絡先・勤務先のほか、どのようなものが想定されるか。）。
32	規則4条3項3号	・預金者の申出によらない届出事項の変更・追加は、本号の事由には該当しないのか。 ・また、代理人からの申出であれば、預金者等の申出に該当すると理解してよいか。
33	規則4条3項3号	・「預金者等の申し出による契約内容又は顧客情報の変更」については、サービスの内容の変更や登録されている預金者情報が預金者等の申し出により変更されるのであれば該当すると理解してよいか。 また、次のようなケースは「契約内容又は顧客情報の変更」に該当するか。 例：①収益処理変更 ②自動継続取止 ③住所・氏名・印章変更 ④通帳・印章・カード類の紛失 ⑤名義人の死亡
34	規則4条3項3号	・相続が開始した時点で、預金債権は被相続人から相続人に移転することから、預金者等の死亡日（相続開始日と推定）を規則4条3項3号の異動事由「顧客情報の変更」が発生した日として取り扱うことは可能か（預金者等が死亡した旨相続人等から連絡があり、その後、相続人等の事情で相続手続きが進まずに口座が存続している場合等を想定。）。
35	規則4条3項	金融機関が新聞等により預金者等の死亡を把握することは、異動事由には当たらないとの理解でよいか。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
36	規則4条3項3号 規則4条3項5号	<p>・通帳またはキャッシュカードの盗難または紛失の届出を受け付けた場合や、これらの再発行（盗難・紛失・汚染・き損によるもの）の場合は、次のとおり解することが可能との理解でよいか。</p> <p>①上記手続きの中で、契約内容の変更が行われるのであれば、規則4条3項3号に該当する。 ②上記手続きの中で、預金者等が当該預金等に係る情報を受領すれば、同項5号に該当する。</p>
37	規則4条3項3号 規則4条3項4号	<p>・次のようなケースは、「預金者等の申し出による契約内容又は顧客情報の変更」や「預金者等による法第二条第四項の預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出」に該当すると理解してよいか。該当する場合、これらのいずれとなるか。</p> <p>例：①財形貯蓄の引落 ②年金振込口座の指定 ③外貨預金・投資信託等の振替口座の指定</p>
38	規則4条3項4号	<p>・カードローンについて、その契約が自動更新される場合は、その都度、規則4条3項4号に定める異動事由「預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出」があったものと解することが可能であり、その返済用口座の最終異動日等が更新されるとの理解でよいか。</p>
39	規則4条3項4号	<p>・他金融機関のローン引落・他社発行のクレジット引落等は、「借入金の返済に利用する旨の申出」には該当しないとの理解でよいか（自らの貸付に対する返済用口座については情報取得可能だが、他金融機関・他社発行のクレジットの貸付に対して、当該金融機関とは異なる金融機関の口座を返済用口座としている場合については、口座を開設している金融機関がその旨を把握することが不可能であるため。）。</p>
40	規則4条3項4号	<p>・借入金の返済を包括して自動継続依頼書等により申出を受けている場合、当該自動継続依頼書等を用いた新たな貸出実行の都度に異動したものと考えてよいか。</p>
41	規則4条3項5号 規則5条1項 規則7条	<p>・自動継続定期預金の満期案内DMによる最終異動日等の更新は、次のとおりとなると理解してよいか。</p> <p>①「満期案内DM」に法3条2項の主務省令で定める事項（規則7条3項各号）の全部が記載されている場合 ⇒「満期案内DM」が到達したことをもって、法2条5項3号にもとづき最終異動日等が更新される。 ②「満期案内DM」に法3条2項の主務省令で定める事項の一部のみが記載されている場合 ⇒規則4条3項5号の規定する情報の受領となる。金融機関が、同号を異動事由とすることについて行政庁の認可を得ているときは、「満期案内DM」の到達をもって異動となり、最終異動日等が更新されることとなる。</p>
42	規則4条3項5号	<p>・相続が発生した預金等について、預金者等である相続人の存在が確知できているのであれば、通知発送等の方法により最終異動日等の更新が可能であると理解してよいか。</p>
43	規則4条3項6号	<p>・「複数の預金等を組み合わせた商品」に該当する要件は何か。また、具体的にはどのような商品が想定されているのか。</p>
44	規則4条3項6号	<p>・「複数の預金等を組み合わせた商品」を構成する預金等として、例えば、普通預金・定期預金・貯蓄預金が存在する場合、これら全てについて、そのいずれかに係る最も遅い異動の日を最終異動日等とするという理解でよいか。</p>

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
45	規則4条3項6号	・総合口座は「複数の預金を組み合わせた商品」に該当するとの理解でよいか。具体的には、総合口座において、普通預金に異動があれば、定期預金に異動がなくとも休眠預金等とはならないとの理解でよいか。
46	規則4条3項6号 規則5条1項3号	・総合口座の普通預金と担保定期預金・担保債券は、複数の預金等を組み合わせた商品と考えてよいか。 ・また、当座貸越（マイナス残）が発生しており、当座貸越利息の回収が行われていない場合は、担保定期預金等もあわせて、規則5条1項3号の異動事由「預金等に係る債権の支払が停止されたこと」に該当し、最終異動日等が到来しないので休眠預金等に該当することはないと理解してよいか。
47	規則4条3項6号	・「複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等」とあるが、口座間の資金移動が伴わない商品サービス（インターネットバンキング契約をしている複数の口座等）は組み合わせ商品に該当するか。
48	規則4条3項6号	・テレフォンバンキング契約・インターネットバンキング契約の代表口座については、当該代表口座が不稼働となっている場合においても、上記サービスに連動するその他の口座が稼働している場合もあるが（インターネットバンキング契約の代表口座である普通預金口座には異動がないが、代表口座と組み合わせている定期預金口座には異動事由が生じている場合など）、仮に当該代表口座が最終異動日等から10年経過していても、これのみを預保に移管する必要はないとの理解でよいか。
49	規則4条3項6号	・総合口座や通帳式定期（一冊の定期預金通帳の中に、複数本の定期預金の記帳が可能）は、「複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等」に該当するか。
50	規則4条4項3号	・認可を受けようとする異動事由の預金者等への開示に係る方法については、どのようなものを想定しているか。例えば「規則8条第1項に係る事項と合わせて、公告を行う際に開示する。」といった方法も許容されるか。このほかにも想定の方法があればご教示願いたい。
51	規則5条1項	・最終異動日等として、1～6号の事由が示されているが、当該事由が現に発生中の預金は預金保険機構への移管対象となるのか。 例えば、第4号で強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の手続きが終了した日を最終異動日とするとあるが、公告・通知の対象となる「最終異動日等から9年を経過する」直前に強制執行等が開始され、休眠預金となる「最終異動日から10年を経過した」時点では、強制執行等の手続きが終了しておらず、最終異動日等が更新されていない預金は預保への移管対象として手続きを進める必要があるのか。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
52	規則5条1項1号	<p>・定期積金で掛け込みが中断し延滞扱いとなっているものは、現行の実務では、約定満期日※を「最終異動日等」としている。このような場合の最終異動日等の考え方は、規則5条1項1号に該当するとの理解でよいか。</p> <p>※積立契約者が約定通りに掛け込んだ場合に、金融機関が給付契約金を支払うこととして約定した日を指す。 例. 平成27年4月1日に平成30年4月1日が満期（3年満期）の定期積金を契約したが、平成28年4月1日以降の掛け込みが中断し延滞となった場合（以後、当該定期積金には残高の異動はない）は、法2条5項2号により、平成30年4月1日が「最終異動日等」に該当するとの理解でよいか。</p> <p>・また、定期積金については「計算期間」や「預入期間」という概念はなく（預金でなく、期間に応じて利息を支払うものでないため）、約款上では「契約期間」という語を用いている。この点、法令上、「預入期間」、「計算期間」、「償還期間」といった語で読み込むことが可能か。</p>
53	規則5条1項2～6号、2項	<p>・規則5条1項2号から6号までに定める日については、同条2項により、預金者等との間で合意することによって、最終異動日等としないこともできると理解してよいか。</p>
54	規則5条1項2、3、5号	<p>・委託者の死亡により信託財産を分配する等の次のような「期間の定めのない合同運用指定金銭信託契約」については、「⇒」のとおりとなると理解してよいか。</p> <p>①後見制度支援信託：信託の終了事由は、本人の死亡の他、後見開始取消審判が確定した場合があります。 ⇒家庭裁判所の指示書および契約により、元本の分割交付が予定されているのであれば、規則5条1項5号の「その他の入出金が予定されていること」に該当する。また、家庭裁判所の指示書および契約により、元本の支払が行われない場合には、規則5条1項3号の「預金等に係る債権の支払が停止されたこと」に該当する。</p> <p>②社会貢献寄附信託：実務上、満期日を設定しているが、満期日までに委託者から申し出がなければ自動延長する契約。 ⇒自動継続となった場合、規則5条1項2号が適用される。</p>
55	規則5条1項3号	<p>・貸出の担保になっている預金等については、一般に契約の定めによる支払停止措置の対象となっていると思われるところ、かかる対象となっている限り、規則5条1項3号の「預金等に係る債権の支払が停止されたこと」に該当することから最終異動日等が到来していないとして休眠預金等にはならないという理解でよいか。</p>
56	規則5条1項3号	<p>・「預金等に係る債権の支払が停止されたこと」に、次の事由は含まれるか。 通帳・カードの紛失・盗難の届出 相続 警察からの依頼 その他預金者からの依頼</p>
57	規則5条1項3号	<p>・休眠預金のうち、相続手続き中の預金および相続完了後相続人の口座に振替手続きが済んでいないものは、支払停止となっているため、規則5条1項3号に該当し、最終異動日等が到来していないとして休眠預金等にはならないという理解でよいか。</p>

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
58	規則5条1項3号・4号	・「最終異動日等」に該当するのは「…支払の停止が解除された日」「…強制執行等の手続が終了した日」とあるので、「支払の停止や強制執行の開始自体は最終異動日等に該当しない」との理解でよいか。
59	規則5条1項5号	・財形契約とインターネット、テレホンバンキングとのセット商品である財形ダイレクト（積立貯金）（給与天引きにより積み立てを行う商品）※については、財形契約が存続する限り、「入出金が予定されていること」に該当するため、最終異動日等が到来していないとして休眠預金等にはならないという理解でよいか。 ※財形契約とは別の普通預金口座の組み合わせ商品。財形の解約をインターネットやテレホンバンキングで行うことを目的のひとつとした商品で、解約した財形の資金は必ず、指定の普通預金口座に入金となる。
60	規則5条1項5号	・確定拠出年金の運用対象の預金等については、裁定の日が最終異動日等（規則5条1項5号に規定する将来の入出金予定日）となるため、当該日が到来するまでは休眠預金等に該当することはないと理解してよいか。
61	規則5条1項5号	・租税特別措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）、租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に関する預金については、教育資金管理契約が終了するまでは、将来の出金が予定されているものとし、当該契約の終了日を出金の予定日（規則5条1項5号にもとづく最終異動日等に該当。）と理解してよいか（この場合、当該契約の終了日から10年経過するまで休眠預金等には該当しない。）。
62	規則5条1項5号	・ジュニアNISAの受皿口座は、将来払出可能となる日の存在が、規則5条1項5号に掲げる「入出金が予定されていること」に該当し、将来に最終異動日等が存在すると整理することができることから、その間は休眠預金等としないと理解してよいか。
63	規則5条1項5号	・投資信託等の決済指定口座については、次のとおり解することが可能との理解でよいか。 ①投資信託等の残高が存在する場合 ⇒規則5条1項5号の「入出金が予定されていること」に該当し、将来に最終異動日等が存在すると整理することができることから、最終異動日等が到来していないとして休眠預金等にはならない。 ②投資信託等の残高が無い場合 ⇒規則5条1項5号の「入出金が予定されていること」に該当せず、当該預金等は預金保険機構への移管対象となる。
64	規則5条1項5号	・手数料契約口座（為替手数料後納等の手数料契約あり口座）については、手数料に係る契約が継続している限りにおいては、規則5条1項5号に掲げる「入出金が予定されていること」に該当し、最終異動日等が到来していないとして休眠預金等にはならないと理解してよいか。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
65	規則5条4項	<p>・最終異動日等については、正確な日付が不明なケースがあり得るが、このような場合には、当該最終異動日等に係る事由について、最も遅いと考えられる日付を最終異動日等とすることでよいか。</p> <p>（例）主務省令で定める事項の「通知を発した日」から一月を経過した場合（法2条5項3号および施行規則5条4項）について、一定期間に当該通知文を順次まとめて送付するために「通知を発した日」が正確に把握できない場合に、「当該通知文書の発送が全て完了した日」を最終異動日等とする。</p> <p>（理由）正確な日付が不明なケースが存在することは現行実務上避けられないが、当該最終異動日等に係る事由は把握できていることから、当該事由の中で、上記のように「最も遅いと考えられる日付」を最終異動日等とすることで、本来よりも早期に移管されるような事態は避けられるため。</p>
66	規則6条 規則7条	<p>・金融機関が公告を行う時期は、法で定められている最終異動日等から9年～10年6月を経過する日までの間のいつでもよいと理解してよいか。</p> <p>・また、公告に先立ち、通知を発しなければならないとされているが、具体的には「通知を発した日以降に公告を行う」との理解でよいか。</p>
67	規則6条	<p>・公告は公告期間の2月間も含めて10年6月以内に終わらせなければならないのか、それとも10年6月目に公告を開始していればよいのか。</p>
68	規則6条 規則7条4項	<p>・公告の対象となる預金等の金額に基準はないという理解でよいか（通知対象には金額基準があるため）。</p>
69	規則6条 規則7条	<p>・最終異動日等が同一日の預金等であっても、公告（通知、納付）の時期が同一でないことは認められるか。</p> <p>・上記が認められた場合の「最終異動日に関する事項」の公告形式として、「（移管対象となる預金等の主たる最終異動日等の期間を示したうえで）一部対象外の預金があります。詳細は「お取引店にお電話ください」等の注意文言を付すことでよいか。</p>
70	規則6条	<p>・公告しなければならない事項は法3条1項1号から4号の事項のみで、5号の「その他主務省令で定める事項」は開始にあたっては事項がないとの理解でよいか。（開始後に追加で定められる事項は有り得ると理解している。）</p>
71	規則6条	<p>・預金口座を特定できる情報まで公告する必要はないという理解でよいか。 （「何月何日を最終異動日等とする預金について…」という表現で足り、口座番号や預金者名、明細の列挙は不要という理解でよいか）</p>
72	規則6条	<p>・公告の内容は、例えば、次のようなものを想定しているが、問題ないか。</p> <p>●年●月から●年●月までの間に最終異動日等のあった預金等を●年●月までに預金保険機構に納付する。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅するところ、当該預金等に係る預金者等であった者は、〇〇を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を請求できる。</p> <p>※上記は、移管元金融機関に休眠預金等代替金の支払等業務が委託されることを前提としており、〇〇とあるところは、当該金融機関名を記載することを想定。</p>

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
73	規則7条 規則4条3項5号	<ul style="list-style-type: none"> ・最終異動日等から9年を経過する前に発送した通知は、法3条2項に基づく通知には該当しないと理解してよいか。 ・一方で、最終異動日等から9年を経過する前に発送した通知が到達した場合（規則7条3項各号の事項が全て記載されている場合に限る。）は、法2条5項3号にもとづき、最終異動日等が更新されると理解してよいか。 ・また、規則7条3項各号の事項の一部が記載されている場合は、規則4条3項5号の規定する情報の受領となり、金融機関が、同号を異動事由として行政庁から認可を得ているときは、当該通知の到達をもって異動となり、最終異動日等が更新されると理解してよいか。 ・さらに、当該通知が到着しなかった場合は、法3条2項2号の規定が適用され、当該通知に係る預金等については、法3条2項にもとづく通知発送義務の対象外となると理解してよいか。
74	規則7条	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客が死亡していることを金融機関が認識している中で、名義人（死亡者）宛てに通知を送り、返戻にならない場合には、移管対象にはならないと理解してよいか。
75	規則7条5項2号	<ul style="list-style-type: none"> ・「通知が当該預金者等に到達しないことを確知しているとき」とは、預金等に係る権利者（預金者等のほか当該預金等について権利を有する相続人を含む。）に通知が到達しないということを確認しているときを指すとの理解でよいか。
76	規則7条6項	<ul style="list-style-type: none"> ・通知状の発送除外対象として、差押や支払停止、不正利用口座等、預金者に連絡を取ることが適切ではないと銀行が判断した場合も追加していただきたい。
77	規則8条1項1号	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者からの情報提供の求めがあった場合、異動事由である情報提供の求めがあった時点でその預金等は休眠預金等には該当しなくなるので、納付の対象には該当しない旨を回答することが想定されているとの理解でよいか。
78	規則8条1項2号	<ul style="list-style-type: none"> ・通知状の発送先とあるが、電話等でお届出住所を答えることは現状しておらず、折り返しお届けの電話番号におかけし、お客さまの申し出に正誤のみで答えているが、それでもよいか。
79	規則9条	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上、納期限等の定めを順守している限りにおいては、移管金納付の頻度は定められていないと理解してよいか。
80	規則9条	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に納付日を年に複数設ける場合、それぞれの預金等に係る休眠預金等移管金について納付日が異なるのであれば、納付する元金に係る経過利息についてもそれぞれの納付日の前日までを計算期間として計算することとなると理解してよいか。
81	規則10条	<ul style="list-style-type: none"> ・残高がない預金等については、休眠預金等に係る債権自体存在せず、休眠預金等移管金の納付義務も生じえないとの理解でよいか。
82	規則10条1項	<ul style="list-style-type: none"> ・懸賞金付き預貯金に係る懸賞金は、本制度上の利子等には該当しないとの理解でよいか。 ・満期後に10年が経過した定期預金について、約款上で払戻請求時に満期利子と満期後利子を元金とともに支払うこととしている場合には、本号の規定上は、預入時の元金部分を「当該休眠預金等に係る元本の額」として、満期利子と満期後利子の合計額を本号に規定する「利子等に相当する額」として取り扱うとの理解でよいか。 ・一方、約款上で満期利子を元加することとしている場合には、元加後の金額を「当該休眠預金等に係る元本の額」とするとの理解でよいか。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
83	規則10条2項	・定期積金および相互掛金については、契約にもとづく積立で中断時や約定満期日以降に生じる利子が、休眠預金等移管金に含まれるとの理解でよいか。
84	規則10条1項、3項	・納付日において納付すべき金額以上であれば、どのような計算方法を探っても差し支えない（商品ごとに規則10条1項を適用するか3項を適用するか分かれても問題ない。）との理解でよいか。
85	規則10条3項	・「（当該休眠預金等移管金と同時に納付を受けた他の休眠預金等移管金に不足が生じない額に限る）」とはどのような意味か。
86	規則11条1項	・休眠預金等移管金の額の端数計算等については、当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等の利子等の計算における端数の取り扱いに準じるとの理解でよいか。
87	規則12条3項	・本規定により、預金保険機構と金融機関間の委託契約にもとづき、預金保険機構が示す様式によるデータを金融機関が保管することをもって、金融機関から預金保険機構への情報の提供に代えることができるとの理解でよいか。
88	規則12条	・情報の提供を適正に行うための必要な電子情報処理組織の整備その他の措置については、法施行後最初に到来する休眠預金等移管金の納付日までに完了していれば足りるという理解でよいか。
89	規則12条	・金融機関から預金保険機構に提供する情報は、残高がある休眠預金等の情報に限定され、残高がないものについては、休眠預金等に係る債権自体存在せず、休眠預金等移管金の納付義務およびそれに付随する情報の提供義務も生じえないという理解でよいか（銀行によっては残高0円となっても元帳ではデータ管理を継続しており、念のため確認するもの）。
90	規則12条2項	・「電子情報処理組織を使用して提供」とは、システムによるデータの送信を指すと理解してよいか。
91	規則13条2項	・「当該金融機関の同意」とは、個別金融機関の合理的判断でその可否を選択できると理解してよいか（将来、経年等による預金者の確認、情報管理面での制約が予想されるため）。 ・また、解約の際、金融機関は元の預金等に係る契約の定めによる解約手数料等の請求が可能と理解してよいか。 ・さらに、法律構成として、一度規則13条2項にもとづき復活させた預金等債権を同日中に解約するという建付を採ることは可能か。
92	規則13条2項	・休眠預金等活用法施行後、残高証明書の発行依頼があった場合には、当該発行依頼をもって、当該休眠預金等に係る預金者等であった旨の「申出」と解し、規則13条2項の債権の復活を行って差し支えないか。
93	規則13条3項	・規則13条3項に規定する事由に該当する場合の規則13条2項による債権の復活の可否は、預金保険機構との委託契約の中で決定することになるのか。
94	規則13条3項	・支払等業務については、預金保険機構が「その全部又は一部を委託することができる」とされていることから、委託先金融機関がある場合であっても、預金保険機構が自ら支払等業務を行うことは妨げられないと理解しているが、法10条の委託業務から法9条4号の休眠預金等代替金の支払を除外することは可能か。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
95	規則13条3項1号	・本規定は、具体的にはどのようなケースを想定して盛り込まれたものか。
96	規則13条3項2号	・規則13条3項2号の規定は、法46条の規定による振り込み詐欺救済法の読替えを前提としていると思われるが、具体的にはどのような対応を想定した規定か。
97	規則14条	・休眠預金等代替金に係る利子に相当する金額の端数計算等は、当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等の契約の定めに基づくと理解してよいか。 ・例えば、定期預金の中途解約のケースであっても、満期日から支払日までの利息を約定金利で支払う旨、契約で定めている場合は、休眠預金等代替金の支払いについても当該取扱いを維持できると理解してよいか。
98	規則14条1項1号	・利子相当額の計算について、「元の預金等債権の消滅がなければ、当該債権の消滅の日から当該休眠預金等代替金の支払日までにされていた利払いに係る金額」とされているが、休眠預金等代替金の元本の中に「当該債権の消滅日の直前利息入金日～消滅日」までの経過利息は含まれていると理解してよいか。 ・また、「当該預貯金に係る契約に基づき・・・されていた利払い」に係る金額とされていることから、移管日の解約利率（普通預金利率）と支払日の解約利率（普通預金利率）が変動したような場合は、本来到来していたはずの利払い日における利率でそれぞれの本来の利払いの金額を計算すればよいと理解してよいか。
99	規則15条	・本規定は「金融機関は、預金者等に対し、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り休眠預金等代替金の支払に係る申出をする旨を約さなければならない。」としているが、この場合の「約す」とは、公告においてその旨を表明することでも足りるか。
100	規則15条	・法7条4項において、「第二項の申出」と「支払の請求」を明確に区別していることから、これらは別々の法律行為であると理解してよいか。 ・この場合、仮に金融機関が預金者等から休眠預金等代替金の支払に係る「申出」の委任を受けられたとしても、別途「支払の請求」について委任を受けていなければ、金融機関が「申出」により発生した休眠預金等代替金の支払請求権を預金者等であった者の代理として行使することはできない（規則15条に規定されているような事象が生じて金融機関は対応できない）と考えられるが、金融機関は「申出」と「支払の請求」の双方の委任を受ける必要があるということか。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
101	規則15条	<p>・「休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分」が行われた場合、金融機関は預金者から「（休眠預金等代替金の支払を請求する申出の）委任を受ける」ものとみなされることになると思われるが、実務上、この場合の強制執行等の目的は、「休眠預金等代替金支払請求権」のみでなく、「預金等」であっても問題ないという理解でよいか。</p> <p>（理由）仮に左記の場合の強制執行等の目的が「休眠預金等代替金請求権」に限定される場合、預金保険機構および金融機関は、移管金の着金時刻を厳密に管理し、いつの時点で「預金等」債権が消滅し、「休眠預金等代替金請求権」が発生したかを確認する必要があり、強制執行等への対応が非常に煩雑なものとなるため。</p> <p>・また、上記理解でよい場合、①移管後に強制執行等が行われるケース、②移管前に強制執行等が行われるケースのいずれにおいても、強制執行等の目的は「預金等」とする（官公署が強制執行等を行う際にその目的を「休眠預金等代替金請求権」のみに限定することがないようにする）ことについて、関係当局と調整いただきたい。</p> <p>（理由）休眠預金等に対して強制執行等を行うに当たって、通常の債権者であれば「預金等」をその目的とすることが想定され、これを敢えて「休眠預金等代替金請求権」とする者は官公署以外想定し難いため、左記①・②のいずれの場合であっても、「預金等」を強制執行等の目的とすればよいという整理とし、官公署に周知していただければ、上記問題は解消されるものと思料。</p>
102	規則15条	<p>・休眠預金等移管代替金に関して、一部差押えがあった場合、予め「休眠預金等代替金に差押えがあった場合には、金融機関が支払の申出を行う」旨の委任（法7条3項、規則15条）を受けているかどうかで、次のとおり取扱いが異なるとの理解でよいか。</p> <p>①予め上記委任を受けている場合 ⇒預金保険機構に対しては「全額」を求償することができ、金融機関はそこから債権者に対して該当金額を支払う。その後、残額を規則13条2項の債権の復活の方法により支払うこととなるため、その時点で残額は「預金等」となり、当該日が当該預金等の最終異動日等となる（法2条5項4号）。</p> <p>②予め上記委任を受けていない場合 ⇒預金保険機構に対しては差押えの対象となった金額のみを求償する（＝「一部求償」）。差押えの対象となった金額「以外」の金額については、取立ての対象とならない。</p>
103	規則15条2、3項	<p>・休眠預金等となり移管済の口座（預金債権は消滅）宛に振込等が生じた場合、あらかじめ預金規定等に休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任に係る掲載があれば、旧預金者からの申出がなくても規則13条2項の債権の復活をすることが可能との理解でよいか。</p> <p>・上記で相違ない場合、預金規定等への掲載内容は、例えば「債権消滅口座について、振込等が生じた場合には、申出・支払請求についてはあらかじめ委任を受けているものとみなす」等とすることで問題ないか。</p>
104	規則15条2項	<p>・本規定は、規則13条2条の債権の復活による休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任が認められる事由の一つとして、規則4条2項1号（債権額の異動）を規定しており、具体的には、投金の償還金や定期利息の既存契約に基づく入金が発生した場合や借入金の返済が発生した場合等がこれに含まれるとの理解でよいか。</p>
105	規則17条	<p>・預金保険機構から金融機関に対する支払等業務の委託手数料水準は今後どのように決定するのか。</p>

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
106	規則20条	<p>・「委託を受けて取り扱うものを目的とした強制執行、仮差押え又は国税滞納処分のうち当該金融機関が預金保険機構の委託を受けて取り扱う債権に対するもの以外のもの」とは、具体的に何を指しているのか。</p>
107	規則附則2条	<p>・「施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱うことのできる預金等」に係る本規定の基準を踏まえると、本制度の対象となる預金等は次のとおりとなると理解してよいか。</p> <p>①施行日以後に最終異動日等から九年を経過することとなる預金等 ⇒施行日時点で利益金処理済の預金等については、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、施行日から起算して一年を経過した日の属する事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上することが中止された預金等を除く。」という規定（法附則2条1項の括弧書き）により、本制度の対象外となる。また、利益金処理済の預金等について、預金者からの払戻請求をもって損金処理のうえ口座復活等を行った場合、負債の部に再計上されるため、これらについては、本法における「預金等」の定義に該当する場合は、本制度の対象となる。 ⇒また、「九年を経過することとなる預金等」とされていることから、法施行日において、最終異動日等から9年を経過済の預金等については、②の場合を除いて本制度の対象とならない。</p> <p>②施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱うことのできる預金等 ⇒具体的には、従来は最終異動日等の把握の対象外としていた預金等がある等の理由で、「当該日において当該預金等に係る契約日から九年を経過した預金等であって当該施行日の九年前の日から当該施行日までの期間において最終異動日等として把握できる日がない預金等」であって、金融機関が「最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱う」と判断したものが、本制度の対象となる。</p>
108	規則附則2条	<p>・法施行日を2018年1月1日と仮定した場合、例えば最終異動日等が①2008年12月1日、②2008年12月31日の預金等は、その最終異動日等から9年を経過する日は①2017年12月1日、②2017年12月31日となり、本制度の対象とならないとの理解でよいか。 法施行当日に本制度の対象となる預金の考え方について、最終異動日の具体的な日付を例示し確認したい。</p>
109	規則附則2条	<p>・法附則第2条に「施行日以後に最終異動日等から9年を経過することとなる預金等（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、施行日から起算して一年を経過した日の属する事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上することが中止された預金等を除く）」とあるが、この負債の部に計上することが中止された預金は、弊行のこれまでの異動要件（施行規則案の異動事由、最終異動日等の定義と必ずしも合致していない）に基づく休眠預金であるが、その認識でよいか。</p>
110	規則附則2条	<p>・最終異動日から5年経過したものを雑益繰入している預金がある銀行については、例えば、施行日が2018年1月1日の場合、その後最終異動日から9年経過することとなる預金でも、2018年3月まで（2017年度中）に利益金処理される預金は法附則第2条の規定により本法の対象外となるという理解でよいか。</p>
111	規則附則2条	<p>・現在、最終異動日から5年で雑益繰入している銀行において、法施行日時点で本法の対象となる「施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等」が存在しない場合、当該預金等が発生するまでの間は、預金者等に対する通知・公告の手続きや、預保への休眠預金等移管金の納付手続きは発生しないという理解でよいか。</p>

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対する意見等

項番	条文番号	意見等
112	規則附則2条	<p>・本制度の対象となる預金等に係る規定を踏まえると、本法施行後初回の公告・通知・休眠預金等移管金の納付の期限は、次のとおりとなると理解してよいか（施行日時点で「最終異動日等から九年を経過することとなる預金等」が存在する前提。）。</p> <p>①通知・公告：施行日から1年6月が経過する日まで ②休眠預金等移管金の納付：上記①の公告の日から1年以内</p>
113	規則附則3条	<p>・本規定により、法施行日前に行われた預金者等に対する預金等に係る情報の通知については、規則7条3項各号に掲げる内容の一部のみであっても、預金者等に対し法2条5項3号の通知に必要な事項を全て満たしているものとし、金融機関が当該通知を発送した日を最終異動日等とすることができると理解してよいか。</p> <p>例. 不正口座は口座解約前に、名義人宛に金融機関および店舗の名称・預金種別・口座番号を記した解約通知書（預金額の記載なし）を郵送のうえ、解約している。法の施行日前に発せられたこれらの通知は、規則附則第3条により、法2条5項3号の通知として取り扱ってよい。</p>

以上